

2020年12月

## Contents

- I. 令和元年改正独占禁止法の施行について
- II. 公取委により公表された「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」について
- III. 2020年1月以降に執筆した独占禁止法に関する主な書籍・記事のご紹介

## I. 令和元年改正独占禁止法の施行について

弁護士 臼杵 善治

### 第1. 本稿の目的

令和元年改正独占禁止法が、本日12月25日に施行された。令和元年改正独占禁止法の内容は多岐にわたり、また事業者にとって目新しい制度が多い。特に課徴金制度の改正と判別手続きの導入については、多くの企業にとって事前準備が必要な制度となっている。そこで、本稿では、改正法の概要を簡単に説明するとともに、求められる実務対応に簡単に述べることとする。

### 第2. 改正独占禁止法の概要

#### 1. 主な改正項目について

令和改正改正独占禁止法の内容は多岐にわたるが、主な改正項目を以下の表にまとめた。

課徴金制度 の改正	算定期間の延長	3年→10年 (調査開始後も違反行為を継続すると10年を超える場合がある。)
	課徴金の対象売上額の算定方法	対象法人の拡大(特定非違反供給子会社等)
		下請受注等
		談合金等
		課徴金算定基礎推計規定
	算定率の整理	業種区分の廃止等
除斥期間の延長	5年から7年へ	

	加算規定	繰り返し違反加算の拡張 調査妨害加算の新設
	減免申請制度の 利用枠の撤廃	調査開始前、調査開始後ともに減免枠が撤廃され、多くの事業者が課徴金減免制度を利用できるようになった。
	調査協力減算制 度	調査協力減算制度の導入により、従前の申請順位による減免率が変更される一方、調査協力により、公取委と合意した減算率の枠で追加の課徴金減算を受けられることになった。 失格事由の追加
審査規則改 正関連	メモ作成	減免申請者の従業員等による、聴取終了後のメモ作成
	判別手続の導入	公正取引委員会に提出を命じられた文書等のうち、判別手続の対象となることが確認された文書等は、独禁法違反被疑事件の調査官(審査官)がその内容にアクセスすることなく事業者に戻却する手続
その他	調査妨害罪	法人等の罰金上限額引上げ

上記の改正項目の内、課徴金制度の改正の中では、①算定期間の延長、②減免申請枠の撤廃、③調査筋力減算制度の導入に伴う減額率の変更が重要である。また、一方、審査規則の改正との関係では、判別手続対応が特に重要である。なお、令和元年改正独占禁止法については、公正取引委員会が、改正法の特集ページ<sup>1</sup>を作成し、改正法の詳細について動画等により解説を行っている。改正法の概要を理解する上で、有益なコンテンツとなっているので、是非一度ご覧いただくことをお勧めする。

## 2. 課徴金制度の改正

### (1)算定期間の延長

令和元年改正独占禁止法が施行されたことにより、課徴金算定期間が3年から10年に大幅に延長された。施行日前から続く違反行為について直ちに10年分の課徴金が課されることはないものの(改正法附則第6条参照)、今後は10年分の売上をベースに課徴金納付命令を受ける可能性がある。したがって、この改正により、事業者は従前より3倍以上高額な課徴金を課されるリスクが増したことになる。このような課徴金リスクの高まりを踏まえると、これまで以上に独禁法コンプライアンスの重要性が増したといえる。

### (2)減免制度の利用枠の撤廃

令和元年改正独占禁止法施行前は、課徴金減免申請を利用可能な事業者は、最大で5社、また調査開始後3社と減免申請を利用できる事業者数が限定されていた。そのため、減免申請を行おうとしても既に利用枠が埋まっており、減免を得られないことから課徴金減免申請をあきらめることになった事案が生じていた令和元年改正独占禁止法が施行されたことにより、このような利用枠が撤廃されたため、事業者としては、今後は利用枠を気にすることなく、課徴金減免申請を検討できるようになった。なお、令和元年改正独占禁止法施行後も、課徴金減免制度は、より早く公取委に違反行為を申告し、課徴金減免申請を行った事業者に高い減免率を認めてい

<sup>1</sup> <https://www.jftc.go.jp/dk/kaisei/r1kaisei/index.html#abc>

るため、従前どおりなるべく早く課徴金減免申請を行う決断をし、実際に申請を行う重要性は従前とは何ら変わりがない点にもご留意いただきたい。

### (3) 調査協力減算制度による減免率の変更

令和元年改正独占禁止法が施行されたことにより、申請順位に応じた減免率に、事業者の実態解明への協力度合いに応じた減算率を付加する調査協力減算制度が導入された。下記の表に示した通り、改正前と比べると、単なる減免申請のみでは、減免率が下がっているが、調査協力減算制度を利用することにより、結果的により多くの減免率が得られるようになった。調査協力減算制度の利用により得られる減免率について大まかに説明すると、調査開始日前は、40%、20%、10%、調査開始後は、20%、10%、5%となる可能性があるが、公取委が公表したパブコメ考え方<sup>2</sup>(2020年8月28日公表・課徴金関係)によれば、事業者が可能な限り上限の減免率を認めるように調査協力減算制度を運営する方針が示唆されている(パブコメ考え方 36-37 及び 40-41 参照)。そのため、事業者としては、調査協力減算制度を活用し、最大の減算率を認めてもらうように専門家を起用しながら、公取委に積極的に協力をしていく必要がある。

調査開始	減免申請の順位	改正前	改正法		
		減免申請の順位に応じた減免率	減免申請の順位に応じた減免率	調査協力減算制度による減算率*	合計
前	1位	全額免除	全額免除	最大 40%(20,10)	全額免除
	2位	50%	20%		最大 60%(40,30)
	3~5位	30%	10%		最大 50%(30,20)
	6位以下	-	5%		最大 45%(25,15)
後	最大3社*	30%	10%	最大 20%	最大 30%(20,15)
	上記以下	-	5%	(10,5)	最大 25%(15,10)

\*調査開始日前を含め最大5社

\*減算率は、事件の真相の解明に資する程度に応じて公取委が決定

### 3. 判別手続の導入

令和元年改正独占禁止法の施行により、公正取引委員会に提出を命じられた文書等のうち、一定の要件を満たし判別手続の対象となることが確認された文書等は、独禁法違反被疑事件の審査官がその内容にアクセスすることなく事業者に戻却するという、いわゆる判別手続が導入された。この判別手続は、調査協力減算制度の導入により、事業者が外部の弁護士の相談するニーズが高まることを前提に、その弁護士との相談における法的意見についての秘密を保護するために導入された制度であり、広く活用されるべき制度ではある。しかしながら、制度の適用を受けるためには、事業者側には一定の事前準備が必要となっており、その負担は決して軽いものではない。そのため、企業としては、判別手続の内容を理解したうえで、事前準備を行うか否か社内で検討の上、判

<sup>2</sup> <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/aug/keitorikikaku/besshi7.pdf>

別手続の適用を求める場合には、入念な事前準備を行う必要がある。なお、判別手続については、公取委が 4 つの動画<sup>3</sup>をアップロードしており、制度の理解に有益であるため、これらの動画の閲覧をお勧めする。

簡単に判別手続の適用を受けるための要件について説明すると、

- ① 特定通信(一定の課徴金減免対象違反行為の疑いのある行為に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信)の内容を記録した物件について
- ② 適切に保管(表示、保管場所、知る者の限定)されていることが必要である。
- ③ また、立入検査の当日に、事業者は、口頭及び文書で判別手続の利用の求めを行う必要がある
- ④ さらに、提出命令の日から 2 週間以内に事業者は、判別手続の対象とする文書のリストたる概要文書を公正取引委員会に提出する必要がある

これらの要件との関係では、まず事前準備をしない限り、上記①及び②の要件を満たすことはできず、また③及び④の要件についても、事前に準備をしていないと対応が難しい。したがって、判別手続の利用を希望する事業者としては、上記要件を満たすために専門家のアドバイスを受けながら入念な事前準備を行う必要がある。

#### 4. 求められる対応

令和元年改正独占禁止法の改正により、今後、課徴金額が従前よりも高額になる可能性があるため、これまで以上に独占禁止法コンプライアンスの重要性が高まったといえる。企業側では、まず改正の内容を正確に理解したうえで、役職員に向けて令和元年改正独占禁止法の注意点について周知を行うとともに、独占禁止法違反行為が発生しないように、従前以上に研修・教育・モニタリングにコストをかけていく必要がある。

また、調査協力減算制度の導入、判別手続の導入により、公正取引委員会から調査を受けた場合の対応フローについても改定が必要である。既に多くの会社では一定の対応が済んでいると思われるが、まだ見直しを行っていない会社は、判別手続の対応方針について検討の上、早急に対応フローを見直す必要がある。

## Ⅱ. 公取委による「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」<sup>4</sup>の公表

弁護士 矢上 浄子

### 第1. 本報告書の公表の経緯

近年、大企業がスタートアップと連携して新たな価値を創造する、いわゆるオープンイノベーションが重要視されている<sup>5</sup>。経済産業省や特許庁においても、大企業とスタートアップのオープンイノベーションの促進に向け、スタートアップの実態調査・研究、モデル契約書の作成等の取組みが進んでいるところである<sup>6</sup>。

公正取引委員会(以下「公取委」という。)においても、スタートアップの新規参入を容易にし、公正かつ自由な競

<sup>3</sup> <https://www.jftc.go.jp/dk/seido/hanbetsu/douga.html>

<sup>4</sup> <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/nov/201127pressrelease.html>

<sup>5</sup> <http://202.214.216.10/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/dai35/siryou1.pdf>

<sup>6</sup> <https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/zaisanken-seidomondai.html>

争環境を確保するという観点から、2019年11月にスタートアップの取引慣行に関する実態調査を開始した(以下「本調査」という。)

本調査では、まず2020年2月から同年6月にかけてスタートアップに対するアンケート調査を実施し、その結果を前提に、スタートアップ、出資者、有識者および事業者団体に対するヒアリング調査が実施された<sup>7</sup>。同年11月27日に公表された「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」(以下「本報告書」という。)は、これら一連の調査結果と独占禁止法上の評価等を取りまとめたものである。

## 第2. 本報告書の概要

スタートアップには、数人程度で研究開発のみを行うものから、10億ドル以上の企業評価額が付けられる「ユニコーン」と呼ばれるものまで様々な規模があり、その産業領域も多岐にわたる。本調査では、今後高い成長率が見込まれる先端的な産業領域において事業活動を行う事業者のうち、特に創業10年程度で、未上場の企業が調査対象とされた<sup>8</sup>。そのうえで、スタートアップの事業活動における取引関係を、主に①事業上のシナジー効果を得ることを目的とした事業会社(以下「連携事業者」という。)との継続的な事業連携にかかるものと、②事業会社、ベンチャーキャピタル、コーポレートベンチャーキャピタルといった出資者からの継続的な出資にかかるものの二つに大別し、それぞれの取引・契約関係に関する調査・検討が行われた。

本報告書における調査結果によれば、アンケートに回答したスタートアップの約2割が連携事業者または出資者から「納得できない行為を受けたことがある」とし、さらにその約8割が「納得できない行為を一部でも受け入れたことがある」とのことである<sup>9</sup>。なお、売上規模が小さく、十分な法務体制が整備されていないスタートアップほど、納得できない行為を受けた割合が高かったことも着目に値する<sup>10</sup>。

## 第3. 本報告書における独占禁止法上の考え方の要点

公取委は、本調査で明らかになったスタートアップの取引実態のうち、特に「独占禁止法上問題となるおそれがある」と考えられる行為を典型的に挙げている<sup>11</sup>。

公取委はさらに、スタートアップの経営基盤の脆弱さや事業環境の厳しさから、連携事業者および出資者がスタートアップに対して「優越的地位」にあると認められる場合が多いことを指摘している。そのうえで、連携事業者または出資者等による独占禁止法違反行為の未然防止を図るという観点から、その独占禁止法上の考え方と具体例を以下のとおり示している<sup>12</sup>。

<sup>7</sup> アンケート調査では5,593者の対象者中、スタートアップ1,447者より回答が得られ(回答率約25.9%)、ヒアリング調査はスタートアップ126者、出資者5者、有識者10者、事業者団体3者の合計144者に対して実施されたとのことである。

<sup>8</sup> 本報告書4頁参照。

<sup>9</sup> 同29頁、31頁参照。

<sup>10</sup> 本報告書の調査結果によれば、「売上高5000万円未満で社内に法務担当者がいないスタートアップ」を「売上高5000万円以上で社内に法務担当者がいるスタートアップ」と比較すると、納得できない行為を受けた割合に約2.5倍の差があったとのことである(同37頁)。

<sup>11</sup> [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/nov/201127pressrelease\\_3.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/nov/201127pressrelease_3.pdf)

<sup>12</sup> 本報告書65頁～85頁参照。

取引・契約関係	独占禁止法上の考え方	具体例
① スタートアップと連携事業者との取引・契約関係	取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、スタートアップに対し、一方的に一定の行為を要請する場合であって、当該スタートアップが今後の取引に与える影響等を懸念して受け入れざるを得ないという場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、「優越的地位の濫用」(独占禁止法第 2 条第 9 項 5 号)として問題となるおそれがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スタートアップ側にのみ秘密保持・開示義務が課される片務的な NDA の締結を要請された。</li> <li>・ 共同研究の成果に基づく知的財産権を連携事業者のみに帰属させるという条件を受け入れさせられた。</li> <li>・ 事業連携の成果に基づく商品・役務の損害賠償責任をスタートアップのみが負担する内容の契約を締結させられた。</li> </ul>
	市場における有力な事業者である連携事業者が、スタートアップの事業活動に対し一定の制限を課すことは、それによって市場閉鎖効果が生じるおそれがある場合には、「排他条件付取引」(一般指定第 11 項)または「拘束条件付取引」(一般指定第 12 項)として問題となるおそれがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同研究の成果に基づく商品・役務の販売先を制限された。</li> <li>・ 他の事業者等との取引を制限された。</li> <li>・ 連携事業者に対する最恵待遇条件(連携事業者の取引条件を他の取引先の取引条件と同等以上に有利にする条件)を設定された。</li> </ul>
② スタートアップと出資者との取引・契約関係	取引上の地位がスタートアップに優越している出資者が、スタートアップに対し、一方的に一定の行為を要請する場合であって、当該スタートアップが今後の取引に与える影響や買取請求権の行使の可能性等を懸念して受け入れざるを得ないという場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、「優越的地位の濫用」として問題となるおそれがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出資者が第三者に委託して実施したデュー・デリジェンスに係る費用の負担を要請された。</li> <li>・ 出資者が指定する事業者からの不必要な商品・役務の購入を要請された。</li> <li>・ 出資額よりも著しく高額な価額での株式買取請求権や、経営株主等の個人に対する買取請求が可能な買取請求権を設定された。</li> </ul>
	市場における有力な事業者である出資者が、スタートアップに対し他の事業者との取引や自由な研究開発を制限することは、それによって市場閉鎖効果が生じるおそれがある場合には、「排他条件付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな商品等の研究開発活動を禁止された。</li> <li>・ 他の事業者との連携や、他の出資者からの出資の受入れを制限された。</li> </ul>



	取引」または「拘束条件付取引」として問題となるおそれがある。	
--	--------------------------------	--

## 第4. 今後の対応

スタートアップが我が国の経済の更なる発展にとって重要な存在であることは疑いが無いが、スタートアップと連携事業者・出資者等との関係性において、スタートアップの公正かつ自由な競争が阻害されるおそれが内在していることも否定できない。本報告書は、中間報告で示されたスタートアップと連携事業者との関係性のみならず、スタートアップと出資者・競合他社との関係性にも着目し、これらの取引・契約関係における独占禁止法上の問題点を典型的に示したという点で意義が大きい。

公取委は現在、本報告書の内容を踏まえ、スタートアップと連携事業者との各契約類型における独占禁止法の考え方を整理したガイドライン案を経済産業省とともに作成中とのことである<sup>13</sup>。今後はスタートアップのみならず、スタートアップへの出資やスタートアップとの連携を検討する企業においても、本報告書における「考え方」や公取委によるガイドライン案も踏まえた対応を採る必要がある。

## Ⅲ. 2020年に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2020年にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ Lexology Getting The Deal Through – Intellectual Property & Antitrust 2021 (Japan Chapter)  
2020年11月(著: [中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[村上 遼](#))  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ The International Comparative Legal Guide to: Franchise 2021 (Japan Chapter)  
2020年10月(著: [左高 健一](#)、[井上 葵](#))
- ◆ Merger Remedies Guide – Third Edition (Japan Chapter)  
2020年10月(著: [臼杵 善治](#)、[矢上 浄子](#)、[バシリ ムシス](#))  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ The Merger Control Review, Eleventh Edition (Japan Chapter)  
2020年9月(著: [中野 雄介](#)、[鈴木 剛志](#)、[矢上 浄子](#)、[中林 憲一](#))  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Private Antitrust Litigation 2021 (Japan Chapter)  
2020年8月(著: [石田 英遠](#)、[石田 健](#))  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。

<sup>13</sup> 本報告書 88 頁。なお、2020 年 12 月 21 日現在、かかるガイドライン案はまだ公表されていない。

- ◆ 対話で学ぶ法務対応の勘所 第10回 M&A 案件（競争法対応）  
2020年7月（著：[朝倉 亮](#)）ビジネス法務 2020年9月号
- ◆ GCR Know-how: Immunity & Sanctions 2020 (Japan Chapter)  
2020年7月（著：[石田 英遠](#), [田中 勇氣](#)）
- ◆ 【特集】これからの企業結合規制 スタートアップ企業の買収と企業結合規制  
2020年7月（著：[中野 雄介](#)）ジュリスト 2020年7月号(No.1547)
- ◆ Getting the Deal Through – Franchise 2021 (Japan chapter)  
2020年7月（著：[原 悦子](#)）
- ◆ Chambers Global Practice Guides’ on Cartels 2020 – Law & Practice  
2020年6月（著：[江崎 滋恒](#)、[バシリ ムシス](#)、[臼杵 善治](#)、[石田 健](#)）  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ GCR Know how – Information Exchange 2020 (Japan Chapter)  
2020年6月（著：[鈴木 剛志](#)、[矢上 浄子](#)、[バシリ ムシス](#)、）  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Market Intelligence –Cartels In Japan– 2020  
2020年6月（著：[江崎 滋恒](#)、[バシリ ムシス](#)、[石田 健](#)）  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 重要審決の判断基準とは？『優越的地位』・『濫用行為』の判断枠組み  
2020年5月（著：[石田 健](#)）ビジネス法務 2020年7月号
- ◆ Getting the Deal Through – Dominance 2020 (Japan Chapter)  
2020年4月（著：[山田 篤](#)、[臼杵 善治](#)）  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ GCR Insight – The Asia-Pacific Antitrust Review 2020(Japan Chapter)  
2020年4月（著：[石田 英遠](#)、[山田 篤](#)、[鈴木 剛志](#)）  
原文(英語)は、[こちら](#)([Cartels](#), [Merger Control](#))から閲覧可能です。
- ◆ The Cartels and Leniency Review – 8th Edition (Japan Chapter)  
2020年3月（著：[石田 英遠](#)、[田中 勇氣](#)）



- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 臼杵 善治([yoshiharu.usuki@amt-law.com](mailto:yoshiharu.usuki@amt-law.com))  
弁護士 矢上 浄子([kiyoko.yagami@amt-law.com](mailto:kiyoko.yagami@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

## ■ Key Members



**石田 英遠**

パートナー

[hideto.ishida@amt-law.com](mailto:hideto.ishida@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1019

Fax : 03-6775-2019



**江崎 滋恒**

パートナー

[shigeyoshi.ezaki@amt-law.com](mailto:shigeyoshi.ezaki@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1040

Fax : 03-6775-2040



**中野 雄介**

パートナー

[yusuke.nakano@amt-law.com](mailto:yusuke.nakano@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1049

Fax : 03-6775-2049



**山田 篤**

パートナー

[atsushi.yamada@amt-law.com](mailto:atsushi.yamada@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1134

Fax : 03-6775-2134



**原 悦子**

パートナー

[etsuko.hara@amt-law.com](mailto:etsuko.hara@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1088

Fax : 03-6775-2088



**鈴木 剛志**

パートナー

[takeshi.suzuki@amt-law.com](mailto:takeshi.suzuki@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1288

Fax : 03-6775-2288



**臼杵 善治**

パートナー

[yoshiharu.usuki@amt-law.com](mailto:yoshiharu.usuki@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1168

Fax : 03-6775-2168



**矢上 浄子**

パートナー

[kiyoko.yagami@amt-law.com](mailto:kiyoko.yagami@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1185

Fax : 03-6775-2185



**バシリ ムシス**

外国法事務弁護士

[vassili.moussis@amt-law.com](mailto:vassili.moussis@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1393

Fax : 03-6775-2393



**石田 健**

スペシャル・カウンセル

[takeshi.ishida@amt-law.com](mailto:takeshi.ishida@amt-law.com)

Tel : 03-6775-1485

Fax : 03-6775-2485

**ANDERSON  
MŌRI &  
TOMOTSUNE**

**アンダーソン・毛利・友常 法律事務所**

〒100-8136 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング  
TEL:03-6775-1000  
[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)